

# 都市環境福祉常任委員会会議録

(令和8年3月17日)

※一部抜粋

交野市議会

# 都市環境福祉常任委員会

時 間

10:00～12:20

案 件 1. 付託議案審査

- 議案第 6 号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 令和 7 年度交野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 12 号 令和 7 年度交野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 13 号 令和 7 年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 14 号 令和 7 年度交野市水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 16 号 令和 8 年度交野市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 17 号 令和 8 年度交野市介護保険特別会計予算について
- 議案第 19 号 令和 8 年度交野市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 20 号 令和 8 年度交野市水道事業会計予算について
- 議案第 21 号 令和 8 年度交野市下水道事業会計予算について
- 議案第 22 号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

2. 所管事務調査について

交野市立地適正化計画について

3. その他

出席委員（6名）

委員 長	中 谷 政 人	副 委 員 長	藤 田 茉 里
委 員	野 口 陽 輔	委 員	安 部 敬 子
委 員	堀 天 地	委 員	坂 本 顕

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 本 景	副 市 長	良 幸 浩
副 市 長	山 添 学	理 事 兼	
危 機 管 理 監		都 市 ま ち づ くり	竹 内 一 生
		部	長
理 事 兼			
水 道 局 長 兼	藤 井 大 史	総 務 部 長	阿 佐 正 和
上 下 水 道 統 合			
準 備 室 長			
企 画 財 政 部 長	苗 村 徹	市 民 部 長	小 川 暢 子

福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子	消防長	山田健治
総務部次長	今堀祐児	企画財政部次長	松浦新太郎
市民部次長兼 市民課長	菅和美	市民部次長兼 税務室長兼 税務室課長	東田和成
福祉部次長	藤原功	水道局次長	伊藤雄一郎
水道局次長兼 上下水道統合理 準備室長代理	奥野忠	消防次長兼 消防本部次長兼 消防署長	西中敦也
財務課長	厚主敏治	医療保険課長	堤下栄基
福祉総務課長	畠山悦子	高齢介護課長	福田美樹
都市まちづくり 課長	古澤悠司	下水道課長	仲谷倫由
水道局 総務課長兼 総務係長兼 お客様サービス 係長	後藤秀也	工務課長	乾正義
浄水課長兼 浄水係長	加門高志	消防本部長 総務課長	今西和義
予防課長	来間崇	医療保険課長 代理	亀井香織
医療保険課長 代理兼 保健事業係長	村田奈美	高齢介護課長 代理兼 賦課徴収係長	小林彰太
都市まちづくり 課長代理	笠木健史	下水道課長代理	小林康一
工務課長代理	中西崇仁	消防本部 総務課長代理兼 消防団係長	小野高広
予防課長代理兼 予防係長兼 警備1課長代理	齋藤覚	高齢介護事業 係長	坂口ひろみ
下水道課 管理係員	西本圭佑		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村健一	局次長	大湾桂子
係長	竹村真仁	係員	松井彰宏

(午前10時00分 開議)

1. 委員長（中谷政人） おはようございます。

本日は都市環境福祉常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから都市環境福祉常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） おはようございます。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は6名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダ内の令和8年第1回議会（3月定例会）フォルダにあります議案書・参考資料フォルダに格納しています。また、その他の資料は、都市環境福祉常任委員会フォルダ内のR080317フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（中谷政人） 理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長（山本 景） 皆さん、改めておはようございます。

本日は皆さん大変お忙しい中であるにもかかわらず、都市環境福祉常任委員会を開催してくださいましてありがとうございます。

本日につきましては、2月24日と3月6日におきまして、本市におきまして本会議にて上程をいたしました議案のうち、都市環境福祉常任委員会にて審議となりましたものにつきまして、皆様に本日ご審議をお願いをするところでございます。

具体的に申しましたら条例の一部改正に関する議案が4件、令和7年度特別会計と補正予算に関する議案が4件、令和8年度の特別会計と予算に関する議案が5件、以上の13件を予定をしております。

何とぞ慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託された各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略したいと思います。

また、各委員は、初めに資料のページ数等をお示しください。

なお、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受けて、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております議案第7号 交野市消防団員等公務災害補償

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） おはようございます。よろしくお祈いします。

参考資料を頂いている54ページのところで、第5条の第3項関係と書かれている表の中に、今回変更となる部分に配偶者に関しては令和8年度から廃止されるというふうに書かれているわけですが、同じ表の中で第3号の孫や第4号の父母及び祖父母、第5号の弟妹は同額で維持をされるということで記載があります。

公務災害に遭った消防団員の皆さんの生活を一にする家族構成という視点から見れば、配偶者とその子が一番近い存在であると思うんですけども、なぜ今回配偶者だけ廃止ということになったのか、その経緯について教えていただければと思います。

1. 消防本郡総務課長（今西和義） お答えさせていただきます。

本市における公務災害補償条例につきましては、国が示している非常勤消防団員等に準じて設定されているところでございます。今回、廃止の経緯につきましては、社会情勢の変化等に伴いまして共働き世帯の増加など、いわゆる配偶者を扶養していることへの手当を維持する妥当性が薄れたという判断の中で示されておりました。

これを受けまして、本市としましても同様の改正という形で廃止となります。現在、本市におきましては2名の該当者がおられます。令和7年度ベースで算定させていただきました。今回、8年度からの改正を受けまして一応算定をさせさせていただきますと、配偶者に関しては廃止となりますが、トータル的な面に関しましては2名の方は年間で4万円から5万円の増額となっておりますので、今回、この国の制度に基づいて本市におきましても改正させていただいておりますので、2名の方に対する不利益というような形にはならないというところでご理解いただきたいと考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 不利益にはならないというところでは、それはよかったかなと思うんですけども、説明を受けて改めて共働き世帯も増えているという社会変化の中で今回配偶者については廃止というふうになったということなんですけれども、この第3号、4号、5号が一方で残るところが、どういう理解というか解釈の下で残されているかという、配偶者は廃止なんだけれどもそこは残るところの考え方のバランスとしてどう考えればいんだろうというところがちょっと納得のいかないところがあるんですけども、その辺ってどういう審議が国のほうであったのかというのは把握されていますか。

1. 消防本郡総務課長（今西和義） 子供への金額の変更等に関しましては、私ども手持ち資料等、国からの通知に基づく内容では詳しくは書かれていないところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、配偶者の手当を廃止する一方の中で、ちょっと話はそれるかもしれないんですけども、基礎額の底上げ、いわゆる増額、子供への加算の増額と、要は現在の社会情勢に合わせた配分というような内容で一応理由としては書かれているというところがございます。よろしくお祈いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田菜里） 参考資料60ページのところで、今回、条例改正の内容として簡易サウナの設置の規定が追加されるということが一つあるんですけども、この簡易サウナというのは、例えば商業目的以外でいえば、一般家庭でもテント式のサウナを庭に建てて使う方とかというのが今サウナブームで増えてきている傾向にあるのかなと思うんですけども、簡易サウナ、一般サウナを一般家庭で設置してもこの条例の対象にはなるのかというところでは、どういうふうに解釈すればいいんでしょう。

1. 予防課長（来間 崇） お答えします。

まず、サウナ設備につきましては従来一般の通常のサウナ設備になっておりましたが、今回の改正によりまして、先ほどおっしゃいました簡易サウナということになっております。資料にもつけておりますが、バレル型とテント型というような形で大きく2つに分かれるわけなんですけれども、大きな特徴としましては持ち運びができるサウナということで、近年では、キャンプ場であったりとか個人の方がそういった場所に持ち込んで設置することができるというのが特徴になっております。

ですが、そういった形で簡易的なものですので、通常の条例で規制することによって非常に厳しくなりますので、緩和されたというのが今回の目的でございます。ですが、通常そういったものを使用するに当たりましては、こういった届出をしていただきまして安全に使用していただくということが目的になりますので、家庭用であったり個人で使用するような場合であっても届出は必要ということになります。

以上です。

1. 副委員長（藤田菜里） テント式のサウナでも、いつも常設するわけじゃないと思うんです、特にテント式は。バレル式は常設が多いと思うんですけども、テント式となると、例えば日曜日に出して遊ぼうか、使おうかということとかもあると思うんですけども、その申請のタイミングというのはどういうタイミングですか。

1. 予防課長（来間 崇） 申請のタイミングにつきましては、通常想定しているタイミングとしては、最近過去の事例によりますと、管内のイベント施設でそういったものを設置してサウナをするというようなことで申請がございました。

今、質問されましたように、各家庭で、もしくは個人でやる場合というのは申請が漏れるということは十分に考えられますが、その点については、今後、広報を行っていったら、なるだけ申請が漏れないような形をお願いしようというふうに考えています。

ですので、その都度申請をしていただくわけですが、先ほどおっしゃいました家庭のお庭でするような場合に一々届出を出すのかというようなことにつきましては、運用上、その都度ということになれば市民さんの負担をかけるということにもなりますので、その点

については他市の事例とかそういったことを参考にしながら運用したいというふうに考えております。

以上です。

1. 副委員長（藤田菜里） なかなか簡易のテント式のサウナというのは、ちょっと申請のタイミングがよく分からないなというのは、私も読んでいて思って、実際に市民の方もそうだろうなというふうに思いましたので、また詳しくどういうものなのかというのは周知していただきたいというふうに思います。

それと、サウナでいえば、最近、商業サウナでの閉じ込められての死亡事故というのが起こって記憶に新しいところだと思うんですけども、その安全性というところでは、例えばバレル式というになると常設が多いと思うんですけども、設置のときには、申請だけじゃなくて現地に行ってちゃんと安全確保されているかというのは、確認の上、その申請を受理するという手続になるのでしょうか。

1. 予防課長（来間 崇） バレル型のサウナにつきましてははたる型になりますので、当然ドアがありましてドアノブがあるというような構造になると考えております。ですので、届出の中には構造と仕組みについて添付資料を頂きますので、その中で、その点についても、それから安全な使用について審査して届出を受理するといった流れになると考えております。

以上です。

1. 副委員長（藤田菜里） 届出をされる時というのは、多分さらのものだと思うんですけども、使用していく中で、ああいうノブが壊れていて中で閉じ込められる事故が起きるとかということになってくる。点検というのは、例えば年に1回とか数年に1回は必ず点検をして、それを改めて届出をすとかそういうルールにはなっていないということですよね、今回は。

1. 予防課長（来間 崇） 厳密に申し上げますと、例えば建物、バレルの構造につきましては、予防課で審査する部分については、中の熱源、サウナ装置について重点的に審査をするということになっておりまして、例えばその側の建物、もしくはバレルについては、正確には建築部局のほうの範囲にはなってくると考えております。ですが、そういった届出を受ける以上は、そういった部分も含めて広い視野と知識を持って審査をしたいというふうに考えておりますので、そういった安全性には十分に配慮した上で届出を受理しようというふうに考えております。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第14号 令和7年度交野市水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） それでは、参考資料の99ページから幾つか質問をさせていただきます。まず、今回、この99ページにも書かれていますけれども、国庫補助金の内示を得たということで、天野が原町の重要施設配水管耐震工事ということが上がっているわけですが、この配水管の耐震工事で約600万と、その次のページの低区配水池送水管の更新工事で3千900万ということで国庫補助額が書かれているんですが、工事を実施するための補正予算ということで、この補助金の内容額について、当初見込んでいた額と結果としてどうだったのかというところで1点お聞きしたいんですが。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） お答えいたします。

これは7年度の補正予算のほうで、うちのほうで手を挙げさせていただきました。当初の要望額ですけれども、天野が原地区の重要施設の排水管耐震工事のほうでは、補助額が当初800万円を国費のほうへ要望させていただきました。内示額は、ここに書いていますとおり608万円でございます。

もう一つのほうの低区の方の送水管の更新工事ということで、そちらのほうも同じく7年度補正ということで補正予算を要望させていただきました。そちらのほうの要望額は、国費のほうは6千500万円を要望させてもらっています。結果的に内示額は3千900万円です。

以上です。よろしくをお願いします。

1. 副委員長（藤田茉里） 国費が取れたということは、工事の負担、市民負担が軽くなるという点では、幾らであったとしても重要な点かなというふうに思っているんですけれども、当初の要望よりもやはり減額がされているということで、特に低区配水池のところについては結構減額幅は大きいのかなと今数字を聞いて思ったんですけれども、その要因というのはどういうことが考えられるのでしょうか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） 当初の要望額から低区の方は60%ぐらいということで、考えられるのは、うちの水道の方の事業に関しましても、国交省のほうの補助金を頂くことになりました。そして、それから2年ぐらいたっていますので、やはりよその市さんも同じように補助金をもらいに行っているんで、その辺でだんだん内示額が少なくなっているのかなということで考えております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） どこの自治体も、今、耐震工事など入替えも含めてやっていかなくちやいけないという時期がかぶっているんで、そういう現象が起きるとするのは理解できるところなんですけれども、そもそも国のパイのところを増やしていただかないと、これからもどんどん同じような現象で思っているよりも国庫補助額というのがなかなかもらえないというような事象は起きてくるのかなと思うんです。

水道料金を値上げするときの理由のときにも、やはりこういう国庫補助を取りに行くためにということで料金値上げという部分、市民の方も一定致し方ないよねという理解はありましたので、そこをしっかりとりに行くという意味では、国にもパイを増やせという要望を市のほうからもやっていく必要があるのかなと思うんですけれども、そのあたりはど  
ういうふうに考えておられますか。

1. 理事兼水道局長（藤井大史） お答えいたします。

国のほうにうちのほうをつけていただくという要望については、市長と共に国交省、それと財務省のほうに要望に上がっております。

今回も前倒しで事業費を取っておるといところでございます。国のほうも、前倒しをするところには次の8年度にも優先的に補助金をつけるというところがありますので、我々としては、8年度に持っておったものを無理してというところは変ですけれども、市町村みんな無理をして前倒しにいくかいかないか、これ大きいんですけれども、うちのほうはいかせていただいいただくといところす。

いっているところについては次の8年度を優先というのを今国のほうは言うていますので、そこに当たっていく。ウォーターPPPのときもお話しさせていただきましたが、国のほうはウォーターPPPを積極的にいけといところす。だから、国の意向にも沿いながら、うちは補助金を獲得していますよというのを市長のほうからいつもアピールをしていただいているといところで、よその市よりもうちは頑張っているよといところを示しにいっているといところがあります。

それと、これは国も補正予算でしたので、国交省はもっと取れる感じでうちのほうにも補助金をもっと要望しろ要望しろというのはありました。ただ、経済対策のほうもあつて国交省も思ったほど国交省に配分は今回受けなかったというようには聞き及んでおります。よろしくお願ひします。

1. 副委員長（藤田茉莉） 状況は理解いたしました。

99ページの今回の天野が原町の配水管耐震工事についての工事契約の時期の見通しといのは、いつぐらいになりますでしょうか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） お答えいたします。

天野が原地区のほうですけれども、場所といたしましたらちょうどJRを過ぎてから四中のほうが今年やっています。ゆうゆうセンターに向けてといことで、今のところ設計のほうの委託も予算計上させていただいておりますので、そちらのほうも8年度予算といことなんで、設計をしてからその後、工事といことなんで、恐らく下半期に近い形で年末ぐらいから工事のほうは入るかなと今のところ計画しております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉莉） 今回、支出で見ると予算額としては3千万円という金額で、現在のイラン情勢とか原油の高騰とかとい今の社会情勢を踏まえたときに、この予算で足りるのかなと、それから、資材がなかなか入ってこないとか、そういう事態もあり得るのかなとちょっと思っているんですけれども、そのあたりの見通し、見込みといのはどのように持っておられますでしょうか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） おっしゃるとおりでございまして、鑄鉄材の材料も年々上がっております。当然人件費も上がっております。ただ、ゆうゆうセンタ

一のほうは1か年で終わりませんので、恐らくその辺の予算額に応じたぐらいまでの距離といえますか、そこまでの出来高で今年度はいかせてもらおうと思っております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） ということは、新たに補正を組まなきゃいけないという事態には、この件についてはならないだろうというふうに見込んでおられるという理解でいいですか。
1. 理事兼水道局長（藤井大史） この部分について、追加の補正を上げるということはございません。
1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。  
(発言する者なし)
1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。  
これより議案第14号を採決します。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第20号 令和8年度交野市水道事業会計予算についてを議題とします。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
1. 副委員長（藤田茉里） よろしくお願ひします。  
参考資料の201、202のところで、深井戸の関係でちょっと質問したいんですけども、まずこの22号の深井戸ですけども、みらい小学校のグラウンド横のところを予定されているという図面を載せていただいているんですけども、この井戸は上水用井戸ということによろしいでしょうか。
1. 理事兼水道局長（藤井大史） お答えいたします。  
これ自体は避難所のための深井戸にはなっています。ただ、それは有事のとき以外はそれをそのまま何もしないのというところはあるところがありますので、うちのほうとしましては、これをうちの水源に充てる。深井戸のポンプ類はやっぱり動かしていなければそのとき急にやってもというのがございますので、うちのほうは、ふだんはうちの水源に使わせてもらう。ただ、有事が起こって浄水場まで水がきれいにいって戻ってくる間で何かあったら皆様に水がいかない部分もある。なので、避難所のところで水が汲めれば、そこからすぐに飲める状態ではないにしても、トイレ用にとかは使えるというところもありますので、そういったためのこれは補助メニューですので、そのメニューを使わせていただいているというところでございます。
1. 副委員長（藤田茉里） 次の質問で災害のときに使えないのかという質問を考えていたんですけども、今そういう二刀流で考えて、そういう補助も活用しておられるということで理解しました。  
この井戸の工場の場所がみらい学園のグラウンドのすぐ横ということなんですけれども、工事期間中について、振動とか音とか授業の妨げにならないのかなと少し心配するところなんですけれども、このあたりの配慮などはどのようにされるのか教えてください。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） お答えいたします。

図面のとおりでございまして、一応グラウンドから離れてちょうど緑道帯ののり面のところで考えております。ですので、校舎からかなり離れているので、振動とか音はないかと思えます。

今もゆうゆうセンターで井戸を掘っておりますが、振動とか音とかの苦情は一切ございませんので、今後も工事のほうの方法もだんだんよくなっていますので、その辺のほうは今のところ心配しておりません。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） それから、この場所を見ると、みらい学園の児童がいきいきランドのプールに行くときなんかに通る道の横になるので、例えばプールがある時期に工事がかぶるとなったときにはガードマンを置くとか、安全対策というのはそちらの工事のほうでしていただけるということでしょうか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） そのとおりでございます。

当然工事ヤードのほうは塀で囲ませてもらいます。ただ、機器の搬入、資材の搬入等がございまして、生徒さんがプールに行くというようなときには当然うちのほうの安全管理はちゃんとしていますので、ガードマンを入れて誘導させてもらうようにしますので、よろしくお願ひいたします。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

それから、次の202ページのところは、今ゆうゆうセンターで掘っていただいている深井戸を組んだものを送っていくという工事になるかと思うんですけども、今、新しい井戸がこの21号と22号ということで掘られていくわけですけども、北陸新幹線関係でちょっと気になっているところで、今掘っている、これから掘ろうとする深井戸の深さ、何層のところから水を取水するというような井戸を掘るのか、そのあたりはどういう計画なんでしょうか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） 北陸新幹線のほうにもございましてけれども、うちのほうの第3層とか第4層とか第5層とか、今のちょうどゆうゆうセンターのほうは井戸が上がりましたんで、一応今のところ、スクリーンのうち水を取るところ、その位置というのは100mから下ということで、ここの地区は第何層というのが、手元にはないんですけども、恐らく4層、5層になるかなと思っております。

22号井のほうのみらい学園のほうに関しましても100mから以下ということで、4層、5層から水を取水するように計画しております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 今、市長を先頭に、北陸新幹線の問題については水質調査を徹底してやってくれということ声を上げてくださっているので頼もしいなと思っているところなんですけれども、せっかく掘った井戸が枯渇するとか使い物にならないみたいなことにならないように、やはりそこは注視していかなきゃいけないというふうに思った次第です。また、安全に進めていただきますようによろしくお願ひいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第21号 令和8年度交野市下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 副委員長(藤田茉里) では、よろしくお願いいたします。

令和8年度の取組として予算書とかには上がってきていないと思うんですけども、ウォーターPPPレベル3.5の導入ということで、以前、全員協議会などで示されている資料を見ますと、令和8年度は入札まで行っていくというスケジュールが示されていたと思うので、改めて、具体的に令和8年度は入札までいくまでのプロセスとしてどういうふうに進んでいくのか教えてください。

1. 下水道課長(仲谷倫由) お答えいたします。

令和8年度の前定でございますけれども、まずは先ほどおっしゃっていただきました公募をするための予算といたしまして、補正予算を6月議会で上げさせていただく予定を考えてございます。

それと、今回のウォーターPPPの事業者選定につきましても、選定に関わる条例のほうの制定も6月議会上げる予定を考えてございます。その後、令和8年の下半期になりまして公募の準備を進めまして、下半期には公募のほうの受付に入っていく、8年度末には事業者を決定し、今の包括事業者との引継ぎをしまして、令和9年度からスタートを考えてございます。

先ほど予算には入っていないと、ちょっと資料は分かりにくかったんで、8年度予算にはその公募のための発注支援の予算を上げてございまして、そちらの予算が委託費の中に下水だけで1千400万円、上下水で2千800万円の予算を計上してございます。

1. 副委員長(藤田茉里) ありがとうございます。

ウォーターPPP、今回レベル3.5導入ということで、私たち党派としては判断はかなり悩んでいるのでいろいろ聞かせていただきたいんですけども、今回、国としてはレベル4を進めていきたいという国の思惑があるんですけども、交野市としてはレベル3.5、管理更新一体型マネジメント方式ということで導入する方針だということなんですけれども、あえて聞くと、レベル4としなかったということはどういった理由でレベル4を選ばなかったのか、そのあたり教えていただけますか。

1. 理事兼水道局長(藤井大史) お答えいたします。

これについては一般質問でも聞かれておりました、答えさせていただいた内容と同じにはなるんですけれども、レベル4というのはコンセッション方式です。うちはコンセッション方式にはいかないと。もう絶対いかないというのは市長のほうが施政方針のほうでもコンセッションにはいかないよというところは上げていて、いかないというところでの3.5というところでございます。

1. 副委員長（藤田菜里）　　ちょっとしつこいようなんですけれども、私もいかないほうが良いとは思っているんですけれども、市がいかないと判断している大きな理由というのは、どういった部分でレベル4、コンセッションにはいかないという判断になっているのか、もう少し詳しく教えてください。

1. 理事兼水道局長（藤井大史）　　コンセッション方式になるということになりますと、そちらのほうに経営権を渡してしまうというところが主です。経営権は渡さないというのが市長を筆頭に我々もそういう思いでございます。

1. 副委員長（藤田菜里）　　分かりました。

今回、国の交付金の要件とされているところで、10年契約ですよ。10年後、本市がコンセッション方式にいかないと踏んでこのレベル3.5を導入するとしても、10年後に、例えば国がレベル4に引き上げた自治体じゃないと補助金の対象にしないとか、そういうある意味エンジンを下げてながらそちらに誘導していくというような流れが強化されるということを少し懸念しているんですけれども、そのあたりはどのように認識を持たれているのか、少し突込んだ話なんですけれども、教えてください。

1. 理事兼水道局長（藤井大史）　　答弁で申しましたけれども、10年後は分かりません。いや、本当にそれはどういう会で、それがどうなっているのかというところがあると思います。国が本当にそれをいくのか、今はまだ読めない中では10年後の話はできないと思っています。

もともと4で進まなくて、3.5をつくられているという経緯があります。だから、我々と同じような考えの市町村はたくさんおられる。その中で、国が本当にそれを選んで無理くりそこに持っていかうとされるのか、されないのか、ここはちょっと分からないですし、社会情勢も分からないので、その部分のお答えは、すみません、今できない。

ただ、今までの経緯からして、4に最初誘導しようとしていたかもというところはあった。でも、それがいけないから3.5をつくっての落としどころというところですので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

1. 市長（山本 景）　　私からも答弁いたします。

まずウォーターPPPのところ、3.5と4という名前があるので、0.5しか変わらないんですが、そもそも中身としては全く違うものだと考えております。中身が全く違うと言っている理由としては、やはり経営権の部分だと思っています。

本市に限っての話でございますと、本市につきましては、過去の市長時代、過去の過去の市長時代におきまして、もう既に大部分を委託に回していることから、3.5を受け入れたからといって発注手法や期間が変わるだけで、ほかは変わらない。期間に関して、できれば4年とか市長の任期に合わせたほうが私はいいと思っているんですが、期間が長いというところはちょっと不安ではあるんですけれども、やはりそこは背に腹は代えられないというか、補助金を多くもらわないと、もらえなかった分は市民負担になるという大変

苦しいところがあります。

まず、私の考えといたしましては、ウォーターPPPの4.0に関してはかなり強く反対しているところなので、少なくともウォーターPPP4.0、経営権を渡すというのは絶対あり得ないと思っていますので、そんなことに絶対にならないように、国に対しては当然これまでも、そして今後も、水道治水にかかわらず国庫補助の要望は続けてまいりましたけれども、少なくとも4.0に関して、もちろん4.0をやりたいという自治体にやめろとまでは言いませんけれども、少なくとも補助金の要件にウォーターPPP4.0にならないように、そこは引き続き市といたしましては国土交通省に対して要望活動を続けていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

1. 副委員長（藤田菜里） 今の市長の答弁は大事なかなと思って聞いておりました。

国としては、3.5をつくった経緯も踏まえれば、やはり3.5から入りやすくして4.0に持っていきたいという腹づもりがあるんだろうなと思う中で、各市町村がいやもう4.0じゃないと補助金を上げないみたいなこと言わんといてくれということをお願いするってとても大事だろうなと思っていましたので、市長からそういう答弁がいただけたというのは重要なかなと思います。

私も詳しく分かっていない部分もあるんですけども、今回、原則10年なんですけれども、原則と書かれているということは、短期にしてもいい、はたまた15年とかにしてもいいという例外というのがあるのかなと思うんですけども、今回原則10年の10年でいくというのはどういう判断からだったんでしょうか。

1. 理事兼水道局長（藤井大史） お答えいたします。

今の採択基準上、10年というところがあるので10年です。採択基準が4年であれば、私らも4年を選びたいところですけども、採択基準が今10年というところになっておるので、10年、致し方がないかな。

1. 副委員長（藤田菜里） すみません、一点一点確認しておきたいので長くなって申し訳ありません。

管理更新一体マネジメント方式というふうにする中で、更新実施型と、あと更新支援型というふうにあると思うんですけども、交野市の場合は更新支援型を方針として進めていかれるということなんですけれども、更新支援型というのを選ばれている理由はどういった理由からですか。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

更新実施型につきましては管路の更新の工事も含む形の実施型と言われておまして、管路の更新の工事を含まますと、やはり今後、更新工事が非常に多くなってくると思われますので、土木事業者さんもかなり交野市内もたくさんいらっしゃいますし、そこにウォーターPPPを含んでしまいますと事業者のほうもかなり限定されてしまいますし、事業を発注した際にも工事のもしかしたら予定価格も高止まりしてしまうというおそれもありますので、やはり今回は工事を含まない形の支援型という形を考えておまして、支援型につきましては、今までの維持管理の内容に合わせて、更新の計画案はウォーターPPPの中で考えていきますので、更新計画案までが含んでいる形を支援型という形で考えてございます。

1. 副委員長（藤田菜里） 分かりました。

それと、今回のこのレベル3.5の要件の一つに性能発注にしなければいけないという

ことが書かれていると思うんですけども、その性能の指標を発注者である市側が設定をして示す必要があると思うんですが、その指標についての詳細は、水道、また上下水道の職員で決めていくということになるのか、それとも、現在包括委託している民間事業者も加えてその詳細というのは決めていかれるのか、そのあたり令和8年度の取組としてどのように考えておられるでしょうか。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、ウォーターPPPにつきましては性能発注というのにも含まれてございます。今まで包括委託で発注しておる形はほぼほぼ仕様発注という形で数量等も細かく決まっておったんですけども、これからはウォーターPPPの性能発注も含めなさいというところなので、全てを性能発注にしないというところではないので、これから8年度の発注支援をかけていく中で、公募までの中で我々上下水の職員でその仕様の内容を考えていきたいとは考えてございます。

1. 副委員長（藤田菜里） 包括委託の業者は入らないということよろしいですか。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えします。

7年度でアンケート調査を事業者からしておりまして、そのアンケート調査の内容を我々は参考にさせていただいて、特に8年度で事業者を含めてそこをつくっていくというわけではなく、7年度のアンケート調査の内容を参考につくっていくとは考えております。

1. 副委員長（藤田菜里） 分かりました。

それから、この要件の一つにプロフィットシェアというんですか、要は民間事業者と自治体はその利益をどういうふうに分けるかということを決めなきゃいけないということみたいなんですけれども、これは結構、利益の配分、民間事業者はより多くその利益を配分してくれということになると思うんですけども、かなり大事な点かなと思ってまして、市民に不利益にならないように市はどういうふうに分けるか、そのあたりの今持たれている考え方を確認したいんですが。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、プロフィットシェアというのは非常に難しい内容が含まれてございます。こちらの内容につきましては、おっしゃるとおりで、利益を事業者と発注者で分配するという形で、なかなか全国的に自治体で取り組むというには非常に難しい内容となっておりまして、そこは国のほうも大分方向性のほうが変わってきてまして、一応プロフィットシェアの考え方をウォーターPPPの中に含んでおきなさいというところで、必ずそれをやっていきなさいとまでは今は言われておりませんので、何らかの形の内容は入れるのかもしれないんですけども、今の方向性でいくと、なかなか実現性は難しいとは思いますが、その内容についても8年度の発注支援の中で検討していきたいと。

1. 副委員長（藤田菜里） 私も何かここは非常に難しいなと思ってまして、利益の分配といっても、例えば損害が出たときにどうか責任がどうかということも関わっての検討になってくるのかなと思うので、民間事業者さん民間の運営を維持するためにはより利益を取りたいというふうになるのは当然だとは思いますが、やはり市はそのバランスを崩さないようにしっかり検討は慎重にさせていただきたいというふうに思います。

このレベル3.5の導入にかじを切ろうとするその動機として、やはり国の補助の対象

要件になっているということが一番の動機で、だけれども、レベル4じゃなくて、経営権は渡さないということでレベル3.5ということなんですけれども、10年契約ですので、令和9年に導入して、10年ということは19年度までのこの10年間の今想定しているストックマネジメント計画などで想定されている工事に必要な予算と、例えばウォーターPPPを導入しなかった場合の負担額と、導入して国の補助を、減額と先ほど要望よりも少なかったということもありましたけれども、国の補助を取ったときのその差額というのはどれぐらい出るというふうに見込んでおられるのか、そのあたりは見通しを持たれているんでしょうか、影響額。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

今おっしゃっている影響を受ける額というのは、詳細には今出せてはございません。ただ、8年度の業務で導入可能性調査をしてございまして、そこで費用の効果というところも出てきますので、今年度の業務の中である一定その効果が受ける内容というところが出てくるんですが、今現時点では、すみません、まだ出てございません。

1. 副委員長（藤田菜里） 実際に導入してどこまでの効果が生まれるのか、その効果とリスクというところをてんびんにかけて、本当にどうかというところの判断は必要になってくるのかなと私自身は思っていますので、ぜひそれが出た際には議会にもご提示いただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第12号 令和7年度交野市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田菜里） 参考資料96ページの居宅サービス等給付費のところ、今回約2億7千万円計上されているんですけれども、昨年度、その前の年度を確認すると、昨年度で1億の補正で、その前が1億2千万の補正だったんです。今回2億7千というところで少しその補正額が上がっているなというふうに思ったんですけれども、その要因を教えてくださいませんか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答えさせていただきます。

要因は幾つかございます。その中でも私たちが考えておりますのは、まず要介護度の高い利用者の人数が昨年度と比べると増えてきているというところがまず1点ございます。それと、今、交野市のほうで進めておるのが、在宅で最後まで自分らしく住み慣れた地域で住んでいこうというところを進めている中で、これはアンケートのほうでも実際多くの方がお答えされておったんですけれども、在宅志向が強まっているというところがございます。

そういったところを考えると、やはり在宅に係る訪問介護であるとかそういった費用が年々増えてきているところがございます。実際、訪問介護に係る費用につきましても、4年度、5年度、6年度につきましても、毎年1億円程度から上がってきておりますのが現状でございます。

1. 副委員長（藤田菜里） 在宅志向の方が増えてきているというのは、どういう理解をすればいいのか。例えば市民の方では、本当は施設に入りたいんだけど、なかなか入れない。お金の面とか、あと国が要介護3以上じゃないと特養に入れないとかというふうになったので、そういう関係でなかなか入れない。だけれども、本当は入りたいとかというニーズも聞くんですけれども、積極的に在宅がいいというニーズも増えてきているということですか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答えいたします。

施設入所の待機者数を見ると、確かに人数は上がってはいるんですけども、以前、施設のほうに確認すると、回転率の速さというのはかなり早い段階で入っていただいている。実際、去年の4月1日に調査をかけた人が既に12月の調査のときにはもう入っておられるというところがございますので、恐らくなんですけれども、入りたくて入れないというところはさほど多くはないのかなというふうには考えております。むしろ、今回のアンケートの結果にも出てきていますとおり、7割8割近くの方が在宅で過ごしたいという気持ち強い。ただ、やはり終末期になると、病院での必要なところもあるかと思っておりますので、そのあたりは理解を求めながら今後進めていきたいなというふうに考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和8年度交野市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（堀 天地） 確認させていただきたいんですけれども、実施計画書69ページの総合事業についてなんですけど、訪問型サービスCの事業参加者数が25人と例年続いてきていますけ

れども、令和8年度でこの事業参加者数が倍増する理由について教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答え申し上げます。

令和7年度におきましては本格的実施が始まった年でございまして、当然事業者の選定がございましたので、年度途中からのスタートになります。令和8年度につきましては、債務負担行為を取らせていただいておりますので、令和8年4月1日から既に実施ができる状態でございます。ほぼ1年通しての事業期間ということでございますので、参加者数は倍増するというふうに考えております。

1. 委員（堀 天地） 今のは訪問型サービスの話ですか。通所型じゃないですかね。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 失礼いたしました。そうです。通所型のほうでございます。

訪問型につきましては、毎年50人予算を確保させていただいております、結果といたしまして23人というところで、利用者がそういう状態になっているということでございます。

1. 委員（堀 天地） 改めてなんですけれども、通所型サービスCについても、こちらも令和7年度の実績から見ると、令和8年度計画で2倍ということになってはいますが、改めてその理由について教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 失礼いたしました。お答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、令和7年度は本格実施初年度でございましたので、事業者選定の期間がございましたことから年度途中のスタートとなっております。令和7年度に債務負担行為を取らせていただきまして、令和8年度は4月1日からのスタートとなっておりますので、事業期間が令和7年度に比べて長くなっている分、利用者の増が考えられるというふうに考えております。

1. 委員（堀 天地） 通所型サービスCは今年度の新事業ということなんですけれども、今年度事業をどのように評価して、ないしは令和8年度に生かしていくお考えなのか、教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 失礼いたします。

現在のところ、評価をさせていただいているのはあくまでも参加者数となっております。この本格実施におきましては、当然、利用された3か月を終了してから6か月後にモニタリングをして、その人がまたどういう状態であったのかというところの評価をするところでございますが、それがまだ今のところ3月の末をもって終了となりますので、できておりません。

ただ、人数におきましては、試行的に実施したときと同じような形で参加してございますので、皆さん非常に喜んで利用されているのかなと思いますし、私も最初と最後のところを見させていただきまして、当初ついで歩きながら歩幅が狭い方でも、最後のほうにはしっかりと歩いておられるのを目の当たりにさせていただきますので、本当にこの事業というのは元に戻るというところを考えると、有効な手段なのかなというふうに考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 副委員長（藤田菜里） 事務事業概要の69ページの介護人材確保支援事業のところですが、この事業の目的としては、将来にわたって安定的な介護サービス提供体制を確保するためと。市内における介護人材の確保、定着に資するということが書かれてはいて、実績を

見れば一定数の人材確保には役立っているのだろうというふうには思うわけですが、人材の定着という点では、この事業がどれぐらい効果を持っているのか、そのあたりいかがでしょうか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 誠に申し訳ございません。こちら一般会計の事業でございますので、一般会計のほうでご質問ございましたか。

1. 副委員長（藤田茉里） 生活援助員も一般会計ですね、そしたら。一緒ですね。分かりました。では、予算書の22ページにあります街かどデイハウス事業について少し伺いますが、大阪府の地域福祉高齢者福祉交付金の令和6年度の事業実績というのが大阪府のホームページに上がっておりまして、これを確認しますと、アウトプット指標の達成状況ということで、令和6年については交野市は△というふうに記載されて、物価高騰等により施設側の負担が大きいことなどから、利用待機者や利用を断らざるを得ない事例が複数発生したとの報告があり、目標数値には届かなかったということで記載がありました。

令和6年度でこういう記載があるということは、令和7年度はさらに物価上昇しているという社会情勢の下では、事業者としては結構運営苦しいというのは続いているんじゃないかなというふうに思っているわけですが、令和7年度の状況というのはどうだったのか、まず教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答え申し上げます。

令和7年度につきましては、今現在、倉治と私市の2か所のままでそれぞれ運営していただいております。特に、運営そのものにつきましては、確かに物価高騰による食費等の費用がかさむというところは聞いておるんですけども、それぞれ施設ごとの特色がございまして、徐々にではございますけれども、特に私市のほうにつきましては利用者が伸びてきているというふうに聞いております。ただ、市としてはやはり利用者様のそういった声をしっかりと大阪府に届けたいいけないというふうには考えておるところでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 伸びてきているということで答弁があったんですけども、令和7年度は目標の数値に届かないとかそういう状況をなどはないのか、また利用者の待機者、また断らざるを得ないみたいな状況はなかったのか、そのあたりどうなんですか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 恐らくなんですけれども、目標には達していないというふうに考えます。というのも、実績報告を毎月いただくんですけども、やはり必要な人数というのが到達した月はなかったんです。ただ、徐々にではありますけれども、先ほど申しましたとおり、利用者は伸びてきている状況で、しっかりともう少し定着すればある程度の人数は確保できるのかなと思います。

1. 副委員長（藤田茉里） 今の社会情勢、物価上昇なども踏まえたら、運営していくってかなり厳しいだろうなと。補助額もそんなに高くありません、1年運営しようと思ったら。利用者からも数百円、あと食費ということで利用料を納めていただいておりますけれども、人件費や食材とかいろいろ考えると、高齢者の居場所づくりだけでなく介護予防という位置づけで必要な事業だとは思っています。

その持続可能性というところを、令和8年度については第10期の介護計画を策定する時期でもあるので、第10期の計画の中でこの高齢者の居場所、街かどデイハウスをどう位置づけて運営を持続可能にしていくのかというところを検討する必要が出てきているん

じゃないかなと、市としても。これは大阪府の補助事業ではあるけれども、持続をしていくというところで、市としても検討が必要ではないかと私は考えているんですけれども、その点いかがでしょうか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答え申し上げます。

街かどデイサービス事業だけではなく、やはり高齢者の居場所というところに関しましては、サービスCのいわゆる卒業後のつなぎというところでも大変重要な拠点になるべきやというふうに考えております。

当然私たちがやっている元気アップ体操もそうですし、こういった街かどデイハウスもそうです。そういったところをいかにどのように今後上げていくのか、利用していただくのかというところをしっかりと考えながら10期の計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

1. 副委員長（藤田菜里） 本当に高齢者はまだまだ増えていく、需要も増えていくだろうと見込まれる中で、10期計画にどこまで具体的に盛り込めるかが大事なと私自身思っていて、例えば隣の枚方市なんかでは街かど健康ステーションと街かどデイハウスを一体で運営する仕組みとか、生活圏域の中で1か所はそういう場所をつくるという目標も立てて取り組んでおられるということなので、どういうエリアにどこまでつくるかという具体的な目標を持つということも必要かなと思うんですけれども、そういう目標値の設定も含めて考えていかれるということでしょうか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 介護保険事業計画推進審議会の中では、当然、計画を策定するに当たりまして、日常生活圏域の考え方からまず進めてまいります。その中でどういった施設がどこに配置されているのか、どの部分が不足しているのか、そういったところを議論させていただきながら、必要な部分、不足する部分を判断して事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

1. 副委員長（藤田菜里） ありがとうございます。持続可能な仕組みになるように、ぜひ検討を重ねていただきたいというふうに思います。

次に、第10期の介護保険事業計画について、第10期の3年間の保険料をどうするかという検討も入っていかれると思うんですけれども、今、交野市は保険料段階13段階ということで、これまでもその段階を引き上げてほしいというふうに私たちは要望してきたんですけれども、例えば枚方市が17段階、今やっています。茨木市についてはもう23段階まで広げておられて、大阪府下全体で見ますと13段階にとどまっている市町村というのは結構少数派になってきております。

第10期の計画の際には交野市としても思い切ってこの段階を引き上げていくということをぜひ決断していただきたいと思うんですけれども、そのあたりの検討の見通しというのはいかがでしょう。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答え申し上げます。

今、委員質問の保険料段階の話ですけれども、確かに大阪府下を見ますと、まだまだ2015年の時点から変更されていない自治体もございます。本市もそうでした。ですので、そういったところを鑑みながら、当然、この保険料段階につきましては、もう一度この10期計画策定に当たりましては検討させていただきたいというふうに考えております。

1. 副委員長（藤田菜里） ぜひ段階引上げを実施していただきたいというふうに改めて要望いたしま

す。

それから、介護給付費準備基金の残高については、先ほど補正予算（第3号）のところでも積み増しが上がっていました。その資料の中では、約8億5千万円が残高になるというふうに書かれていまして、令和8年度についても例えば同じような積み増しがあったとすれば、約10億前後の基金残高になるだろうというふうに見込むわけですが、この基金の活用については、今の段階での市の認識としてはどういうふうに活用していくと考えておられますでしょうか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答え申し上げます。

基金に関しましては、今回の補正、前回の補正というような形の中でもあるように、緊急的な不足分に関して当然補う必要がございますので、そういったところの緊急避難的な措置の費用として充てたいなというふうには考えております。

また、今、委員おっしゃっていただいているように、現在残高といたしまして8億ある中で、同じような形で当然補正予算をかけていきますといつかは枯渇する形になりますので、そうなってしまわないような形でしっかりと研さんをしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 基金を保険料抑制に活用するという考えは持たれていますか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 算定するに当たっては、一部は算入というんですか、入れる、算入させるというところの考えも当然ございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 確かに補正で基金取り崩して入れなきゃいけないということは今回も起こったように、それは確かにあるんだろうと思うんです。しかしながら、介護の基金の資源、原資というのは被保険者が支払った保険料になります。国や府に対しては、返還ということを介護事業ではやりますよね。国や府には返して被保険者にはなかなか返さないというのは、やっぱり本筋ではないだろうと思います。

この間も基金の積み方というのを見てくると、この3年という期間の中で一定基金は積みまれていくということが、崩すけれども積みまれていくということがありますので、10期の保険料を決めるときには、やはり最大限基金は取り崩して保険料の抑制に活用するということは積極的に市としても取り組んでいただきたいというふうに、毎回要望しますけれども、改めて要望しておきますので、検討のほどよろしく願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題としま

す。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 副委員長（藤田茉里） 1点確認ですが、今回の国の所得税法の改正によって令和8年度の保険料に影響が出ないよということでの一部条例改正なんですけれども、それは理解しているんですけれども、所得税法の改正で、今までは課税世帯だったのが非課税になるという方も出てくると思うんです。非課税になった方というのは、保険料で当てはめると非課税部分に当たってくる13段階のあるうちの一番上の1段階の方になってくると思うので、今までは課税のところ保険料を払っていましたが、本来、8年度は非課税になるので安い保険料というふうになると思うんですけれども、今回、そういう方も含めて令和7年度まで支払っていた保険料でいきますよということになるんですよね。

1. 高齢介護課長（福田美樹） 今、お話しされた内容ではちょっと違います。

あくまでも令和8年度の保険料を算定するに当たりまして、令和7年度非課税であったものが、令和8年度、いわゆる給与所得控除の見直しによりまして、本来であれば10万円分働いたとしてもそれは非課税になるんですけれども、最初の一つの改正は、65万円の給与所得控除を55万円にすることによって合計所得金額が上がりますので、その計算をすると課税になってしまいます。その方を非課税に戻すというのが今回の条例改正の趣旨でございます。課税であったものが何らかの要因で非課税になった方に対しては、非課税の保険料が算定されますので、特に何ら影響もございませんし、措置もございません。

1. 副委員長（藤田茉里） ということは、今の説明で、すみません、理解が遅くて申し訳ないんですけれども、今回の法改正というのは、今まで非課税だった人が課税になるときの影響を抑えるということのみで、非課税だったものが課税になるということで保険料が上がらないように対応するということのみの条例改正ということ。

1. 高齢介護課長（福田美樹） そうでございます。少し簡単な事例を申し上げてもよろしいですか。

1. 副委員長（藤田茉里） 教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） ちょっと算定させていただいたケースがあるんですけれども、例えば給与収入105万の方、それで年金収入が35万9千円の方がいらっしゃいます。この方、通常で計算いたしますと給与収入105万ですので、市民税における給与所得控除を算定したときに、給与所得は40万になります、65万引くので。市民税非課税基準というのがございまして、これが35万円プラス10万円ですので45万円。45万円以下であると、当然この方は非課税になります。先ほど申しましたとおり、65万円の給与所得控除を充てると、いわゆるこの方は40万になりますので、非課税のままなんです。

ただ、今回、私ども介護保険法施行令の改正によりまして、65万円ではなく55万円で計算なさいますと、105万円の方につきましては50万円の所得になりますので、非課税基準から考えますと課税になってしまいます。そうなってくると、本来、第1段階かもしくは第4段階の保険料になる方が、年金収入が35万9千でございますので第6段階まで上がってしまいます。この方を第1段階もしくは第4段階のほうに戻そうというのが今回の改正の趣旨でございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 理解しました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。  
これより議案第22号を採決します。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。  
（理事者交代）
1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第6号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
1. 副委員長（藤田菜里） 追加資料請求させていただきました28ページのところで、交野オンキョウの資料でつけていただいています資料で見ると、子ども・子育て支援金に充てられる事業の内容ということで書かれているんですけども、今はこれだということなんだと思うんですけども、それ以外に今後使われるという用途が増えていくということとかというのは考えられるのでしょうか、国会の議論とかも踏まえて、これ限定で使うということが確定なのか。何か国の資料見ますと、子ども・子育て支援等みたいな書き方があって、今のこの事業以外にも何か考えているのかなとちょっと思ったんですけども、こども家庭庁の資料なんかを見るとそういう書き方になっていましたので。
1. 医療保険課長（堤下栄基） 子ども・子育て支援金が充てられるものとしたしましては、今回の資料の中で28ページにこども家庭庁が示されている資料がございまして、今のところそれに充てられるということでの認識でございまして。それ以外のものについては、特に認識しているものはございません。
1. 副委員長（藤田菜里） 国は子ども・子育て支援関係に限定して使いますとも書いてあるんですけども、資料見ると。子ども・子育て支援関係ってかなり幅広く解釈できてしまうので、今後、国のほうでどういうふうにかこの支援金が使われていくのかというのは注視していかないといけないかなと思っているんですけども、そのあたりが国のほうで用途が増えるとかとなったときには、今回は一部条例改正ですけども、今回のような条例改正がまた行われて市議会などのチェックもできるのかどうか、そのあたりの関係性、条例との関係性でどういうふうにかその用途というところを見ておけばいいのか教えていただけますか。
1. 医療保険課長（堤下栄基） この子ども・子育て支援の施策に関しましては国が定められておるところでございまして、それに対して本市の条例につきましては、子ども・子育て支援金の分の料率であったりとか算定するための根拠、また軽減であったりとか、そういったことを条例を根拠にするために載せるということがございますので、特に条例に用途であったりとかそこら辺までというところを規定をすることは考えにくいところがございます。
1. 副委員長（藤田菜里） 今回条例案も読みましたけれども、大阪は統一国保ですので、保険料率、

子ども分が変化しても市の条例が変わるというわけではないんですよ。そのあたりはどうですか。市の条例も併せて変わるんでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） お答えいたします。

子ども・子育て支援金の部分ですけれども、以前は料率であったりとか金額のほうを直接条例に規定をしてしてしておりましたが、医療分、後期分、介護分も含めてですけれども、2年ほど前に市町村標準保険料率のうち医療分を使う、また介護分を使うということになってございますので、今回の条例におきましても、16条の14におきまして、子ども・子育て支援金分の保険料率については、所得割につきましては市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援金の分を使うというような規定をしておりますので、その都度変えていくというような規定の仕方ではございません。

1. 副委員長（藤田菜里） やはり統一国保ですので、市議会レベルでこの部分も今後チェックができないというのはちょっと問題があるなというふうに改めて思います。

政府は、歳出改革で実質負担はないとずっと国会でも説明を繰り返しておられておられたんですけども、実際には保険料負担が増えるということだと思んですけども、その影響といいますか。政府の説明は実際は違うんじゃないかと私は思っているんですけども、そのあたりは、実態というか実情というか、保険料負担として増えるということになりますよね、これは。

1. 医療保険課長（堤下栄基） お答えいたします。

政府のほうの見解というところがございますが、医療分として増えるというところに対しての負担はないという部分で、トータル的に見ますと、政府の医療分、支援分、介護分と分かれております。実質保険料として本来充てるべきという部分につきましては、医療分が保険料率として充てる。後期分につきましては後期、介護については介護というところがございまして、今回新たに支援金分、子ども・子育てという部分については、医療分に充てる部分ではないというところでの政府の見解かなというところで、実際のところ保険料率として集めますのは全て足したのになってきますので、認識の中では、保険料から徴収される、保険料が上がるものというふうに見られることが多いのかなというところかなと思っております。

1. 副委員長（藤田菜里） ですよ。結果的に政府の説明はやっぱり詭弁だなと思うわけですけども。

それから、国の資料を見ると、令和8年、9年、10年ということで、試算として支援金分の月額平均負担額というのが出されていたんですけども、値上げされていくという試算が出ているんです。これは何か既に値上げが想定されているって、社会状況とかもあると思うんですけども、まずどういう積算根拠でこの値上げがされるという試算になっているのか。いや、今まで例えば、国保だったら毎年毎年保険料を医療分がどうか介護分がどうかって毎年の算定で決まっていくので、その都度しか数字が出てこないんですけども、子ども分についてはもう国が3年分は試算して出しているんですよ。それがちょっとよく分からないなと。どういう根拠で値上げを見込んでいるんであろうと思うんですけども、分かりますか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 今おっしゃっているのが国の試算のところではいきますと、国保で月額ですけれども、令和8年度は250円で、9年度は300円、10年度は400円と段階

的に試算をされている中では上がっていったところでございます。

藤田委員おっしゃる段々上がっていく根拠というところですが、こちらにつきましては明確にはちょっと分からない部分がございますが、本来、もともと令和10年度の400円が算定のところになっており、いきなり400円になると影響がかなり大きいというところで、最初は国保でいくと250円からということで段階的に上げられていくという形になろうかと思っております。

1. 副委員長（藤田菜里） 激変緩和措置みたいな感じかなと今の説明で理解をしました。分かりました。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 副委員長（藤田菜里） それでは、議案第6号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党の反対の討論をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、少子化対策として子ども・子育て支援を強化するための財源確保として2024年6月の国会で、日本共産党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会が反対をしましたが、当時の与党、自民、公明の賛成多数によって成立したことを受けて、本市の国民健康保険条例に反映させる条例改正であるということは理解しております。また、少子高齢化が進む日本社会において、少子化対策が重要であるということも、そのとおりで考えています。

しかし、国民健康保険で徴収した保険料は、当然、加入者の医療費負担を支えて制度を安定的に運営するために使用されるべきであり、子ども・子育て支援のために使う税金を保険料に上乗せして徴収するということは明らかに目的外使用であり、それを認めることはできません。既に国保には介護分という介護保険制度の運営費用に回すためのものが保険料として徴収をされておりますが、これについても本来は目的外使用であり、こうした本来の用途のあるべき姿から逸脱するような姑息な保険料の徴収は、なし崩し的に進めていくというのには問題があると考えます。今も異常に高い国民健康保険料は、このままですと際限なく上昇していく危険すらあり、被保険者の命と健康を守るための保険が、今以上に命を脅かすものになりかねません。

また、政府は、歳出改革によって実質負担はないと繰り返し説明をされてきましたけれども、現実にはやはり保険料の値上げの原因になっており、実質的な増税であると言わなければならない、物価高騰で苦しむ国民生活をさらに追い込むものとなっています。ましてや、少子化対策のためと言いながら、子育て世帯にも負担増となっているという点からも、目的と制度設計に矛盾があり、この制度そのものに大きな問題があると考えております。

生活が苦しい世帯を今より苦しめるやり方で子育て支援をやるのではなくて、応能負担という税や保険料の原則に立ち戻り、大企業や所得1億円を超えるような超富裕層への課税強化などで財源は確保し、少子化対策はやっていくべきだと申し上げまして、反対の討論といたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに討論はございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) これをもって討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

1. 委員長(中谷政人) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和7年度交野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 副委員長(藤田菜里) 参考資料の93ページで、今回繰り越す理由として市役所別館の改修工事の工期が延長されたということで書かれておりました、そのとおりだと思うんですけども、令和8年度のいつ頃、この引っ越し作業といいますか、移転作業というのは進められる見通しを持っておられるのか教えてください。

1. 市民部長(小川暢子) このまま工事のほうが進みましたら、令和8年度の5月末から6月にかけて、恐らく2回に分かれる形になると思いますけれども、引っ越しのほうをさせていただきたいと思っております。

1. 副委員長(藤田菜里) それは日曜日とか祝日とかを活用して引っ越しされるということでしょうか。

1. 市民部長(小川暢子) そのとおりでございます。

1. 委員長(中谷政人) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和8年度交野市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長(藤田茉里) それでは、事務事業概要の92ページのところにあります特定健診未受診者対策事業が令和8年度から廃止というふうに記載があるんですけども、その理由について教えてください。

1. 医療保険課長代理兼保健事業係長(村田奈美) お答えいたします。

こちら特定健診未受診者対策事業になりますが、もともと委託でしておりました事業となっております。その下のICTの分も受託でしていた事業になるんですけども、これらの事業を特定健康診査特定保健指導事業に含む形に寄せ方をちょっと変更いたしましたので、単独の事業としては廃止という形での表記になっております。

以上です。

1. 副委員長(藤田茉里) ということは、はがきなどで未受診者に受診を促すという取組などは、引き続き継続はされるということでしょうか。やり方は変わるのでしょうか。

1. 医療保険課長代理兼保健事業係長(村田奈美) 今おっしゃっていただきましたはがきとか電話とかの勧奨の分に関しましても、特定健診保健指導の事業に含む形で実施しております。その中に委託でしているものと直営でしているものを含んだ形で、特定健診の勧奨事業というのもその中に含んで実施しております。

1. 副委員長(藤田茉里) 分かりました。

それから、令和8年度の特定健診の受診率の目標値というのはどういうふうに設定、事務事業概要を見たんですけどもちょっと見つけられなくて、前は載っていたんじゃないかなと思うんですけども、今回載っていないようだったので。載っていますか。

1. 医療保険課長代理兼保健事業係長(村田奈美) 令和8年度の特定健康診査の受診率の目標としては、60%としております。

1. 副委員長(藤田茉里) 令和8年度、60%目標ということですが、令和7年度実績などを踏まえて、60%というのは達成見込みとかはいかがでしょうか。

1. 医療保険課長代理兼保健事業係長(村田奈美) お答えいたします。

こちらの60%という目標値の設定が医療保険課で実施しておりますデータヘルス計画で設定しているものとしておりまして、一応6年後の11年度に最終60%達成というところで、そこまでに記載としてはもう60%という表記をさせてはいただいているんですけども、あくまで目標値としてそこに向けて毎年引き上げていくようにというふうな捉えで考えております。

1. 副委員長(藤田茉里) 分かりました。

次に、資料請求させていただきました資料の4ページから令和8年度の国保料に関わるところで、4ページと6ページのまず6ページのところで、市町村別の1人当たり保険料(統一保険料率)比較というものから少し質問なんですけど、この比較の表を確認しますと、

交野市は令和7年度と比較して伸び率が3.22%、前年度よりも5千414円統一保険料率としても高くなるというふうになっていて、令和8年度は17万3千515円というふうに書かれています。

伸び率で大阪府下全体で確認をしますと、枚方市に次いで2番目に伸び率が高いと。保険料収納必要額で見ると、大阪府下では8番目に高い状況に令和8年度からはなるということで、これは北河内7市においては一番高い額というふうになっているんですけども、その要因としてどういったことが考えられるのか、教えていただけますか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 交野市のこの要因ですが、もともと保険料自体が高いところと低いところが当然統一になる前はございまして、全体的に国保料が高いと言われておりますけれども、比較的交野市は少しは安めというか低めであったところから統一になった部分が多少あるのかなというところはございます。そのほかの要因については、分析のほうは特にしておらないところです。すみません。

1. 副委員長（藤田茉里） 伸び率で言うとそういうことも考えられるのかなと思うんですけども、保険料の収納必要額で見ると、交野市は結構高い額になってしまっているんですよ、17万円台って。本当に数えたら少ないんです。だから、もともと低かったから17万円台に上がるというのがちょっとよく分からないんですけども、分かりますか。

1. 市長（山本 景） これを一言で言ってしまったら、交野市に金持ちが多いんです。所得の高い人が多いから、結局、統一で保険料率を当てはめると、支払わないといけない金額は高くなると。本市以外でどこかといったら、摂津市を除く北摂も高いという状況で、結果的に統一保険料を実施をすることで、比較的収入の多い方の多い交野市の市民の方については損をさせてしまっているという実情がございまして。

1. 副委員長（藤田茉里） 交野市民もみんながみんな所得が高いわけじゃないから、かなりきつい状況に交野市民はこの統一国保で追い込まれているなというのは年々感じているところで、市長の率直な分析はそれなりに当たっているんじゃないかなと私は思うんですけども、頂いた資料の4ページを見ますと、今回、大阪府としても余剰金で約86億円、財政安定化基金で約20億円取崩しを行って保険料の減に努めたというふうにも書かれているんですけども、そもそも余剰金が幾ら大阪府の会計であってそのうちの86億円なのか、基金でいっただらもともと何億の基金があって今回20億の取崩しになっているのか、そのあたりは把握されていますでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 大阪府の余剰金が幾らあって、幾ら基金があるかという部分については、すみません、こちらのほうで今数字は把握しておりません。

1. 副委員長（藤田茉里） 後からまた後期高齢のほうでも出てくるんです。後期高齢の場合でも、大体2年分で160億円ぐらい今回取り崩したと資料に書いていたと思うんです。それを見ると、大阪府の取崩し額、特に基金の取崩しというのは、20億円ってそんなに取り崩していないんじゃないかなというふうに思ったので質問したんですけども、また分かれば教えていただければと思います。

あと、令和8年度の大阪府の統一保険料で見たときに、この値上げ額に子ども・子育て支援金、子ども分が占める割合ってどれぐらいになるんでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） お答えいたします。

占める割合ということですけども、この資料の7ページのところで1人当たりの府内

平均保険料比率というところがございまして、令和8年度はトータルとして1人当たり16万692円、そのうち3千219円が子ども・子育て分となりますので、1人当たりで大体2%が全体の保険料の中で子ども・子育て分として上げられるということになるかと思えます。

1. 副委員長（藤田茉里） 2%、分かりました。

それから、令和8年度の保険料最高額の見込みというのは幾らになるのか把握されていますか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） お答えします。

令和8年度の保険料の最高額といいますと、医療分、後期分、介護分、子ども分全てが賦課限度額になるということになるかと思ひまして、そちらにつきましたら112万円になります。

1. 副委員長（藤田茉里） 目を向くような金額です。

請求資料の31ページ、国保連協の資料として5ページの部分で確認すると、年間所得100万円の1人世帯の欄は、前年の保険料と比較してマイナスということになっている。そういうふうに記載があるんですけども、この部分のみが今回マイナスになっている要因というのはどういう理解をすればいいか教えてください。

1. 医療保険課長（堤下栄基） お答えいたします。

所得100万円、独り暮らしの分がマイナスになっている要因でございまして、保険料の軽減判定のほうが見直しをされまして、資料でいきますと33ページにございまして、そちらのほうに軽減が効く世帯というところがございます。そちらの33ページの資料中盤のところ、2割軽減が効く世帯というのは43万円プラス57万円、こちら100万円の世帯であれば2割軽減が効くと。今までは上の欄の43万円プラス56万円ということで99万円ということだったので、2割軽減が効かないと。今回、軽減のほうも拡大されましたので、100万円以下というところで2割軽減が効くということがございまして、この独り暮らし100万円の方につきましては1万6千222円保険料が安くなるということになってございます。

1. 副委員長（藤田茉里） ありがとうございます。

それから、この2割軽減が効くようになって引下げの影響を受ける世帯というのは、交野市の場合は令和7年度で見るとどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） お答えいたします。

2割軽減が効く世帯ですけれども、先ほどの33ページの表の対象世帯数のところにございまして、11世帯が2割軽減が適用が拡大されるという計算になります。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

次に、予算書の13ページですけれども、令和8年度については国保財政調整基金765万4千円を取り崩すということで書かれておりますけれども、この基金取崩しの用途については大阪府の国保会計に入れるという分でもよろしいでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 委員おっしゃるとおりで、大阪府のほうに入れるという部分で、今回追加資料でお渡しさせていただきました4ページの大阪府の本算定資料のところになりまして、下段のほうに市町村からの事業納付金を通じた保険料抑制という10億円、こちらになりまして、約680円、こちら掛けることの被保険者数で計算されたものということ

ろになりまして、予算上765万4千円を計上させていただいておるところでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） ありがとうございます。

この基金の取崩しを令和8年度行った上で、交野市の国保会計の基金残高というのは予算ベースでは幾らになるという見通しですか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 基金残高でございますが、今年の1月現在ですけれども、59億31万186円が今の基金残高になってございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 結構基金としては残っていると思うんですけれども、令和8年度、大阪府下の。違いますか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 申し訳ございません。先ほど50億と言ってしまったかもしれないんですが、5億9千31万186円でございます。すみません。訂正させていただきます。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

令和8年度、大阪府のほうで市町村の残っているこの基金をどういうふうに取り扱っていくのかという議論が詰めの議論になっていく時期になるかなと思っているんですけれども、市としてその基金のところの大阪府の議論、令和8年度はどういうふうになっていきそうなのかと分かりますか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 各市町村での基金というのは、それぞれの市町村の被保険者から集めた部分ということになってございますので、そちらについては交野市で使うなり、交野市の財産であるということは思っておりますし、大阪府のほうで基金を市町村に対してどうするかという部分については、今現状どのような形かは把握はできておりませんが、求められたとしても基本的には交野市の基金であるというところには変わらないというところでの考えでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 今ご答弁にもあったとおりでと思うんですけれども、令和8年度の府の中での協議、議論の中で、交野市としては、交野市のこの5億9千万の基金は交野市民のために使うべきだということで意見表明をする場があるとなれば、そういう意見表明をしていくということによろしいでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） そういった意見表明の議会、また意見を求められたときにはそのように回答といいますか、主張していきたいと考えておるところでございます。

1. 委員長（中谷政人） 間もなく正午となりますが、審査終了まで委員会を継続したいと思います。

1. 副委員長（藤田茉里） 市長もこの間繰り返しこの統一国保についての問題というのはあらゆる場面を捉えて声を上げていただいております、それはかなり被保険者としては力強いなと思っています。

この基金についても、この間、令和8年度は680円掛ける被保険者数で700万円以上の基金を取崩して府に保険料以外にも納めるということでやっていますけれども、やはり交野市民のためにどう使うかというところで、ぜひ、市の中でも基金の活用については、令和8年度、検討もしていただきたいと思うんですけれども、府のほうにも、市長、また担当、職員も含めまして声は上げていただければというふうに要望します。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） それでは、議案第16号 令和8年度交野市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党の反対の立場での討論をさせていただきます。

大阪の統一国保になり、交野市民にとってはこの間市長が主張されてきたように、何の利もない負担ばかりが増えていく状況が令和8年度も続いていくということが質疑の中でも分かり、かなりこの物価高騰の暮らしが苦しい中で保険料がまたこれだけ上がるというところでは、払いたくても払えないという市民が今以上に出てくるということもかなり危惧をしているところです。

交野市におきましては、引き続き大阪府にこの保険料抑制については声を強めていただきたいと思っておりますし、また、この統一国保そのものについても、やはり離脱も含めて検討をしていただきたいなというふうに思っているところです。

また、保険料を払いたくても払えないという被保険者、市民の方につきましては、引き続き丁寧な納付相談に応じていただきまして、暮らしや健康、命を守る立場で保険料の徴収事務についても取組をしていただきたいというふうに要望いたしまして、反対の討論いたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに討論はありませんか。  
（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって討論を終結します。  
これより議案第16号を採決します。  
本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（賛成者 挙手）

1. 委員長（中谷政人） 挙手多数です。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第19号 令和8年度交野市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） それでは、請求させていただきました資料40ページのところで、令和8年度、9年度の保険料率が分かるものということで、均等割、また所得割、医療分、子ども分ということを出していただきました。

令和8年度、9年度の保険料について見ますと、均等割が令和6年度、7年度で見ると5万7千172円だったので7千759円値上げという状況で、一方で、所得割については令和6年、7年度が11.75%だったのでマイナスに0.24%という状況だということを確認したんですけども、今回広域連合において、基金の活用についてどれぐらいの基金を保険料抑制に活用されたかというのは、担当課として把握されていますでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 後期高齢者医療の余剰金の活用による保険料の抑制というのがございまして、余剰金の活用の中で80億円が活用されているというところがございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 令和8年度について80億円ですか。8年、9年合わせて80億円ですか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） こちらの余剰金につきましては、10期分として80億円ということでございますので、令和8年、9年の2年間でございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 2年間で80億円。2年間でいうと160億円じゃないですか。80億円になっています。私の認識が違うのか。
1. 医療保険課長（堤下栄基） 申し訳ございません。2年間で160億円でございます。
1. 副委員長（藤田茉里） 大阪広域連合の会計の中で基金がどれくらいあつての160億円かというのは把握はされていないですか。
1. 医療保険課長（堤下栄基） 広域連合の基金の総額につきましては、把握しておらないところでございます。
1. 副委員長（藤田茉里） 基金を、言いましても2年間分で160億円、余剰金として保険料抑制に活用しても、今回、年額で約1人当たりで見ますと1万4千746円ほど上がるということとかなり厳しい状況だなというふうに思うんですけども、保険料が上がる原因として今回の子ども分というのは当然あるのは理解するんですけども、それ以外の保険料上昇の原因というのはどこにあるのか分かりますか。
1. 医療保険課長（堤下栄基） 保険料が上がる要因としましては、診療報酬の改定が令和8年ございまして、そちらの分でまず上がるというところが1点と、あと1人当たりの医療費自体も年々上がってきているという部分でございます。それと、被保険者数の数が増えてきますと、その分で医療費に係る費用が上がるというところが要因かなと考えております。
1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。  
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。
1. 副委員長（藤田茉里） それでは、議案第19号 令和8年度交野市後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党の反対の討論をさせていただきます。  
先ほどの質疑にもありましたように、今回、保険料については、前年に比べて1万4千746円、伸び率としては15.41%上がるということになりました。大阪広域連合としては2年間で160億円の基金を取り崩し、保険料抑制に努めておられるということでしたけれども、実態としては保険料は上がっていく状況にあります。  
この物価高騰の中で年金生活の方が多い後期高齢者医療保険の被保険者の暮らしを見ますと、年金が上がらない、物価上昇に追いつかない中で保険料がこれだけ上がっていくということは、暮らしの面で見ますとかなり厳しい状況にさらに進んだというふうに言わなければならず、交野市からも、国や大阪府に対して国・府支出金を増やし保険料の抑制に国も府も挙げて取り組むようにということで、基金の取崩しだけでは保険料抑制が間に合わないという事態になっておりますので、ぜひそうした要望も上げていただきたいということをお願いをして、反対の討論といたします。
1. 委員長（中谷政人） ほかに討論ありませんか。  
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） これをもって討論を終結します。  
これより議案第19号を採決します。  
本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（賛成者 挙手）
1. 委員長（中谷政人） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

校正前原稿